

省

今

○厚生労働省令第八十七号
医療法（昭和二十三年法）

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第三項

二条の二第一項の規定に基づき、

第一条の八の四 法第六条の四の三第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

第一条の八の四 法第六条の四の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

<p>第三条の三 病院等の管理者は、法第六条の三第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この章、第二章並びに第五章第三節及び第四節において「電磁的方法」という。）であつて次項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示さなければならぬ。</p>
<p>第一条の八の三 妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の五まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の三第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の五において同じ。）が当該妊婦等の助産を行ふことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。</p>
<p>法第六条の四の三第一項の規定による書面の交付には、当該書面に記載すべき事項を母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により当該妊婦等に対し交付された母子健康手帳に記載する方法により提供することを含むものとす</p>
<p>第一条の三 病院等の管理者は、法第六条の三第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この章において「電磁的方法」という。）であつて次項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示さなければならぬ。</p>
<p>第一条の八の三 妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の五まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の五において同じ。）が当該妊婦等の助産を行ふことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。</p>
<p>法第六条の四の二第一項の規定による書面の交付には、当該書面に記載すべき事項を母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により当該妊婦等に対し交付された母子健康手帳に記載する方法により提供することを含むものとす</p>

第一条の八の四 法第六条の四の三第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第一条の八の五 助産所の管理者は、法第六条の四の三第二項の規定により、同条第一項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、妊婦等又はその家族に対し、その用いる電磁的方法を示し、承諾を得なければならない。

2 (略)

3 法第六条の四の三第二項に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次のとおりとする。

一 (略)

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第六条の四の三第一項に規定する書面に記載すべき事項を記録したものとし、それを交付する方法

4 (略)

第九条の二 (略)

2 前項の報告書は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。

一 電磁的方法を利用して当該提出をすべき地域医療支援病院の開設者及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法

二 書面の提出

3 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に第一項の報告書に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、法第十二条の二第一項の規定により提出をすべき地域医療

第一条の八の四 助産所の管理者は、法第六条の四の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第一条の八の五 助産所の管理者は、法第六条の四の二第二項の規定により、同条第一項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、妊婦等又はその家族に対し、その用いる電磁的方法を示し、承諾を得なければならない。

2 (略)

第三条の四の二 法第六条の四の二第二項に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次のとおりとする。

一 (略)

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第六条の四の二第一項に規定する書面に記載すべき事項を記録したもの

を交付する方法

4 (略)

第九条の二 (略)

二 前項の報告書は、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。

(新設)
(新設)
(新設)

支援病院の開設者が、当該開設者及び都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、当該情報を閲覧することができる方式に従つて行うものとする。

4 第一項の報告書の提出は、前項の規定により当該開設者が厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録をした時に都道府県知事に到達したものとみなす。

(新設)

5 | (略)

第九条の二の二 (略)

3 | (略)

第九条の二の二 (略)

2 | 5 (略)

6 前条第五項の規定は、法第十二条の三第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。

第九条の二の三 (略)

2 | 3 (略)

第九条の二の三 (略)

4 第九条の二第三項の規定は、法第十二条の四第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。

4 第九条の二第五項の規定は、法第十二条の四第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百四十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のようないて適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）においては、なお從前の例による。

令和七年九月十六日

厚生労働大臣 福岡 資麿

この告示は、公布の日から施行する。

都道府県名	郡名	市町村名	区	域
福岡県	富山県	魚津市		
八女市	笠原村	上野方村	旧市町村名	

○農林水産省、文部科学省、国土交通省、告示第二号
○環境省
棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。
令和七年九月十六日

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

総務大臣	文部科学大臣	農林水産大臣	国土交通大臣	環境大臣
村上誠一郎	阿部俊子	小泉進次郎	中野洋昌	浅尾慶一郎

そ の 他 告 示

(削る)		令和七年度(同年四月から六月までの期間に限る。)	令和六年度(同年四月から六月までの期間に限る。)	令和六年度(同年七月から九月までの期間に限る。)	令和六年度(同年十月から十二月までの期間に限る。)	年十七・三九パーセント	年十五・四二パーセント	年マイナス十三・五三パーセント	年マイナス十三・三九パーセント	(略)
(削る)		セント	セント	セント	セント					

(傍線部分は改正部分)

○外務省告示第三百五十六号

令和六年四月十九日にアディスアベバで、日本青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とエティオピア帝国政府との間の交換公文の一部改正に関する次の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国との間に行われた。

令和七年九月十六日

外務大臣 岩屋 裕

(JICA海外協力隊の派遣取締の一部改正に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国との間の交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、エティオピア帝国へのJICA海外協力隊の派遣に関する日本国政府とエティオピア帝国政府との間の千九百七十一年十一月九日付けの交換公文(以下「交換公文」という)に関し、日本国政府の代表者とエチオピア連邦民主共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 交換公文中「エティオピア帝国」を「エチオ

ピア連邦民主共和国」に改める。

2 交換公文の1を次のように改める。

1 協力隊員は、エチオピア連邦民主共和国政

府の要請に基づき、両政府の権限のある当局

の間で別個に合意される派遣計画により、日

本国において効力を有する法令に従い、独立

行政法人国際協力機構(以下「JICA」と

いう。)によってエチオピア連邦民主共和国に

派遣される。日本国政府の権限のある当局は

外務省であり、エチオピア連邦民主共和国政

府の権限のある当局は財務省である。

3 交換公文の2から4までを削り、1の次に次の2を加える。

2 予算措置がとられることを条件として、協

力隊員の日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の渡航費及びエチオピア連邦民主共和国における生活手当はJICAによって負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもJICAによって与えられる任務を遂行するための協力

交換公文の5を次のように改める。

3 JICAは、エチオピア連邦民主共和国における協力隊員の活動に関連してJICAによつてそれぞれ

よつて与えられる任務を遂行するための協力隊員の駐在員一名及び調整員(以下それぞれ「駐在員」と及び「調整員」という。)を派遣す

6 5 交換公文の6を4とする。
交換公文の新たな4(e)を次のように改める。
(e) 各協力隊員に対し、適当な無料の住居施設又は適当な無料の住居施設が利用可能でない場合には、住居手当のための適当な月の補助金を供与する。

7 交換公文の新たなる4の次に次の5及び6を加える。

6 5 エチオピア連邦民主共和国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、は、この限りでない。

6 6 エチオピア連邦民主共和国政府は、エチオピア連邦民主共和国に滞在中の協力隊、駐在員及び調整員並びにこれら者の員の家族の安全を確保するために必要な措置をとる。

6 7 本使は、更に、この書簡及びエチオピア連邦民主共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意全を確保するために必要な措置をとる。

6 8 本使は、更に、この書簡及びエチオピア連邦民主共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意全を確保するために必要な措置をとる。

6 9 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十四年四月十九日にアディスアベバで
エチオピア連邦民主共和国
財務国務大臣 セメリタ・サワソ
エチオピア連邦民主共和国駐在
日本国特命全権大使 柴田裕憲
エチオピア連邦民主共和国
財務国務大臣 セメリタ・サワソ閣下
(訳文)
(エチオピア側書簡)

6 10 (訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本使は、日本国とエティオピア帝国との間の技術協力を促進するため日本青年海外協力隊(以下「協力隊」という)をエティオピア帝国に派遣することに關し、日本政府とエティオピア帝国政府の代表者との間でエティオピア帝国において行われた最近の討議に言及する栄光を有します。本使は、これらの代表者との間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認いたします。

6 11 (訳文)
日本国政府は、エティオピア帝国政府の要請に基づき、日本国現行法令に従い、かつ、予算措置がとらえることを条件として、両政府間で別個に合意される計画に従つてエティオピア帝国の社会的及び経済的開発活動に従事する協力隊の隊員をエティオピア帝国に派遣するものとする。

6 12 (訳文)
エティオピア帝国政府は、選抜に先だち協力隊の各隊員のための作業内容の説明を日本国政府に提供する。作業内容の説明は、協力隊の各隊員の任務及び必要とされる資格を定めるものとする。

6 13 (訳文)
日本国政府は、協力隊の隊員の日本国とエティオピア帝国との間の渡航費を負担し、協力隊の隊員のエティオピア帝国における任務中その生活手当を支給し、並びに協力隊の隊員の任務の遂行に必要な機械、器具、材料及び医薬品を供与する。

6 14 (訳文)
協力隊の隊員は、その任務の遂行に際し、エティオピア帝国政府又は任命される機関若しくは機構の指示のみに従う。協力隊の隊員は、隨時効力を有しているエティオピア帝国政府の規則及び命令に従う。

6 15 (訳文)
日本国政府は、エティオピア帝国における協力隊の活動に関連して日本国政府が与える任務を遂行するための協力隊の駐在員一人及び調整員二人を派遣する。

6 16 (a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)

6 16 (a) 協力隊の駐在員、調整員及び隊員の身回品及び家庭用品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税その他の物品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税その他の種類の課徴金を免除すること。

6 16 (b) 協力隊の駐在員、調整員及び隊員の任務の遂行に必要な機械、器具、材料その他の物品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税その他の種類の課徴金を免除すること。

6 16 (c) 協力隊の駐在員、調整員及び隊員の身回品及び家庭用品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税その他の物品が着任後六箇月以内に輸入され、かつ、任務の完了に際して再輸入されること若しくは現地で売却される場合には、関税その他の課徴金を支払うことを条件とする。

6 16 (d) 駐在員及び調整員が公務に使用する一人につき一台の自動車を免税で輸入することを認めたこと。

6 16 (e) 協力隊の各隊員に対し、適当な無料の住居施設若しくは適当な無料の住居施設が得られない場合に、住居費のための適當な月極めの補助金を供与する。この住居施設に関する細目取扱は、1にいう計画中に定める。

6 16 (f) 両政府は、協力隊の計画の実施を成功させるため隨時協議する。

6 16 (g) 前記の了解は、両政府間の交換公文によつて修正することができ、かつ、一方の政府が他方の政府に對しこの了解を終了させる意思を六箇月前に書面によつて通告することにより終了させることができる。

6 16 (h) 本使は、さらに、前記の了解がエティオピア帝国政府によつて受諾しうるものであるときには、この書簡及び閣下の返簡が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる日本国政府とエティオピア帝国政府との間の合意を構成するものとすることを提案する光栄を有します。

6 16 (i) 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

6 16 (j) 千九百七十二年十一月九日にアディス・アベバで

エティオピア帝国政府

企画委員会委員長

アト・テカリグン・ゲダム閣下

日本国大使 瓜生復男

エティオピア帝国政府

企画委員会委員長

アト・テカリグン・ゲダム閣下

(エティオピア側書簡)

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本委員長は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する榮光を有します。

(日本側書簡)

本委員長は、さらに、閣下の書簡に述べられてゐる了解をエティオピア帝国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものであることに同意する栄光を有します。

本委員長は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

一千九百七十一年十一月九日にアディス・アベバで

エティオピア帝国政府企画委員会委員長 テカリグン・ゲダム

日本国大使 瓜生復男閣下

○外務省告示第三百五十七号

令和七年八月二十日にキーウで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 一億二百万円

3 2 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日

署名者 日本国側 中込正志在ウクライナ大使 ウクライナ側 ナタリア・アリウシナ国家公務員庁長官 令和七年九月十六日 外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第三百五十八号
次のように旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年九月一日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかつたので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失つた。
令和七年九月十六日

○関東地方整備局告示第二百九十八号
次のように道路の区域を変更したので、道路法規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年九月十六日

○関東地方整備局告示第二百九十九号
次のように道路の区域を変更したので、道路法規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年九月十六日

(二) 路線名 五十二号

関東地方整備局長 橋本 雅道

記

区

間

変更前 敷地の幅員 延長

後別前 敷地の幅員 延長

後前 敷地の幅員 延長

三八〇・一八〇・三八・九一メートル
〇〇・〇二九キロメートル

三八・八一・五八・三三メートル
〇〇・〇二九キロメートル

三八・〇〇・八五・一〇メートル
〇〇・〇三一キロメートル

六三・〇〇・八五・一〇メートル
〇〇・〇三一キロメートル

失効年月日 令和七年九月一日 発行年月日 令和五年七月二十四日 旅券番号 TTT四一六九〇五 ○国土交通省告示第八百八十四号 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十号)第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があつたので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月十六日 国土交通大臣 中野 洋昌 (一) 登録番号 39 (二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称 公益社団法人 全国解体工事業団体連合会 (三) 変更後の登録基幹技能者講習事務を行う者の住所 東京都中央区日本橋三丁目十四番地五号 祥ビル五階 (四) 変更後の登録基幹技能者講習事務を行つ事務所の所在地 東京都中央区日本橋三丁目十四番地五号 祥ビル五階

○関東地方整備局告示第二百三十九号 (五) 変更年月日 令和七年二月十日 (六) 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号) 第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人全日本旅行業協会(登録研修機関第十八号)から代表者の氏名を変更する届出があつたので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月十六日 (七) 道路の種類 一般国道 (八) 道路線名 四十一号 (九) 道路の区域 区間 (十) 变更前 後別前 敷地の幅員 延長 (十一) 变更後 後別前 敷地の幅員 延長

○観光庁告示第八号 (十一) 变更前 後別前 敷地の幅員 延長 (十二) 变更後 後別前 敷地の幅員 延長

○中国地方整備局告示第六十五号 (十二) 变更前 後別前 敷地の幅員 延長 (十三) 变更後 後別前 敷地の幅員 延長

○中国地方整備局告示第六十五号 (十三) 变更前 後別前 敷地の幅員 延長 (十四) 变更後 後別前 敷地の幅員 延長

○中国地方整備局告示第六十五号 (十四) 变更前 後別前 敷地の幅員 延長 (十五) 变更後 後別前 敷地の幅員 延長

○中国地方整備局告示第六十五号 (十五) 变更前 後別前 敷地の幅員 延長 (十六) 变更後 後別前 敷地の幅員 延長

○中国地方整備局告示第六十五号 (十六) 变更前 後別前 敷地の幅員 延長 (十七) 变更後 後別前 敷地の幅員 延長

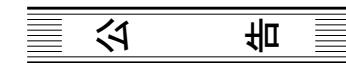
○中国地方整備局告示第六十五号 (十七) 变更前 後別前 敷地の幅員 延長 (十八) 变更後 後別前 敷地の幅員 延長

住所 相模原市中央区
ホアン・ゴク・ロン 平成8年1月18日生
住所 川崎市幸区
レー・ティ・アン・ピン 平成5年3月25日生
住所 東京都板橋区
グビナ・ジュリア・ユリエヴァ 昭和60年9月23日生
住所 千葉県八街市
サマラ・ラシド 平成12年4月9日生
アイシャ・ラシド 平成14年9月1日生
ラビア・ラシド 平成16年11月7日生
チョウドリイ・アブドゥル・サマド 平成18年10月22日生
住所 東京都江東区
サディア・アハメド・チョードリー 平成12年12月16日生
住所 東京都江東区
ノウシン・アキ 平成10年8月3日生
住所 千葉市稻毛区
黄美瑠 昭和60年8月4日生
住所 横浜市戸塚区
張今花 昭和50年12月10日生
千知殷 平成20年10月17日生
住所 千葉県いすみ市
ビーナス・ガルシア・カトウ 昭和41年7月28日生
カエデ・ガルシア 平成7年8月1日生
ケイ・ガルシア 平成9年10月22日生
リカ・ガルシア・キム 平成16年8月10日生
住所 千葉県いすみ市
エイジ・ガルシア 平成12年1月6日生
住所 千葉県いすみ市
マユミ・ガルシア・サイトウ 昭和63年8月12日生
住所 静岡市駿河区
楊平 昭和43年8月25日生
住所 東京都国立市
楊岩 平成17年6月29日生
住所 東京都練馬区
萬琳琳 平成2年4月30日生
住所 東京都葛飾区
臧成松 昭和58年9月3日生
住所 東京都三鷹市
ミラン・プラモッド・パンデ 平成8年11月10日生

住所 川崎市麻生区
李貴惠 平成3年2月28日生
住所 東京都板橋区
盧梓文 平成10年2月17日生
住所 愛知県尾張旭市
サマラクーン・ムデヤンセラゲ・プレーマシリ・サマラクーン 昭和36年6月7日生
ラトナヤケ・ムデヤンセラゲ・チャンドラ・クマーリ・ラトナヤケ 昭和38年10月27日生
サマラクーン・ムデヤンセラゲ・キミカ・ネトミニ・サマラクーン 平成10年1月22日生
住所 東京都杉並区
サマラクーン・ムデヤンセラゲ・エリカ・ハルシニ・サマラクーン 平成13年4月4日生
住所 東京都荒川区
朴秀賢 平成16年12月27日生
住所 東京都荒川区
朴成珉 平成21年5月20日生
住所 静岡県沼津市
ルーベン・リノン・サンツ・ジュニア 昭和50年1月12日生
住所 東京都世田谷区
巖冬 昭和61年1月15日生
劉天麗 昭和63年6月5日生
巖謙晟 平成30年1月28日生
巖謙裕 令和元年9月20日生
住所 大阪府門真市
宋秀樹 昭和39年11月29日生
徐良美 昭和43年6月24日生
宋亘 平成8年11月29日生
住所 東京都葛飾区
宋光 平成11年1月5日生
住所 大阪市生野区
高勝利 昭和56年8月23日生
住所 福岡県田川市
高正樹 昭和41年2月2日生
朴秀美 昭和42年10月9日生
住所 大阪府豊中市
高伸和 平成9年6月30日生
住所 福岡市早良区
高梨奈 平成12年1月21日生
住所 宮崎市
田美樹 平成14年1月29日生
住所 千葉市稻毛区
鄭悠亞 平成14年4月12日生

住所 千葉市稻毛区
鄭伶 平成18年8月16日生
住所 神戸市東灘区
李裕美 昭和54年12月4日生
住所 神戸市須磨区
金禮子 昭和35年11月1日生
住所 神戸市灘区
エマソン・ガウ・エスカラ 平成元年11月12日生
住所 兵庫県尼崎市
林長根 昭和47年10月21日生
住所 兵庫県尼崎市
白英美 昭和50年3月8日生
白美樹 昭和51年8月27日生
白真樹 昭和55年3月14日生
住所 兵庫県明石市
韓性大 昭和22年1月8日生
金春子 昭和24年6月9日生
住所 千葉県松戸市
鄭美緒 昭和54年2月14日生
住所 東京都足立区
金日 昭和55年11月18日生
金晏緒 平成25年12月20日生
金佳穎 令和4年9月12日生
住所 高知市
全卓樹 昭和33年2月11日生
住所 神奈川県藤沢市
文昌聖 平成元年12月7日生
住所 相模原市中央区
李一浩 昭和31年1月29日生
住所 横浜市港南区
尹信夫 昭和33年4月30日生
張京子 昭和34年2月4日生
住所 横浜市南区
尹相友 昭和60年3月14日生
住所 東京都渋谷区
全博美 昭和43年6月13日生
住所 千葉市美浜区
ビノダ・カナル 平成10年6月11日生
住所 群馬県富岡市
アラハコーン・ダスン・タランガ 平成3年2月28日生
住所 沖縄県那覇市
陳林 昭和48年11月7日生
鄭嶽 昭和51年2月19日生
住所 東京都立川市
ヤミン・トゥン 平成5年1月20日生

住所 千葉県柏市
陳子龍 平成5年12月26日生
住所 東京都新宿区
ウヒビ・ナディル 平成元年3月25日生
住所 東京都板橋区
ラジャン・シグデル 平成3年10月8日生
住所 千葉県柏市
林政澤 昭和34年4月11日生



諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人新堀敏彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年9月16日 名古屋法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により、次のように公示する。

- 供託者の商号
IMPAXアセットマネジメント株式会社
- 住所
東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー18階
- 代表者の氏名
代表取締役 岩佐 泰光
- 取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
- 上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3398号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年3月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁監督局資産運用課に提出されたい。
- 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続きから除斥される。

令和7年9月16日 金融庁長官 伊藤 豊

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次により選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第410号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
申立人 株式会社セゾンファンデックス
本籍愛知県西尾市法光寺町西山30番地1、最後の住所愛知県西尾市花ノ木町1丁目20番地
ロイヤル西尾花ノ木701号室、死亡の場所愛知県西尾市、死亡年月日令和5年6月30日、出生の場所愛知県西尾市、出生年月日昭和39年3月25日、職業不明
被相続人 亡 梅原 浩嗣
愛知県岡崎市明大寺町字奈良井35-1
相続財産清算人 弁護士 天野 太郎
催告期間満了日 令和8年4月3日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第567号

熊本市中央区手取本町1番1号
申立人 熊本市長 大西 一史
本籍秋田県秋田市橋山南新町下丁8番地、最後の住所愛知県刈谷市恩田町1丁目153番地
26塚本仏壇焼方、死亡の場所愛知県刈谷市、死亡年月日平成29年12月11日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和13年7月23日、職業不明
被相続人 亡 大森 隆
愛知県岡崎市祐金町125 ジブラルタ生命岡崎ビル6階 山本健司法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 健司
催告期間満了日 令和8年4月3日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第2112号

東京都中央区京橋2丁目8番7号
申立人 一般社団法人しんきん保証基金
本籍愛知県豊橋市雲谷町字ハシヅメ3番地
119、最後の住所愛知県豊橋市西口町字西ノ口25番地89、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日推定令和6年9月27日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和50年11月4日、職業不明
被相続人 亡 河合 孝典

事務所愛知県豊橋市白河町61番地ターミナル
プラザ801号弁護士法人足立法律事務所
相続財産清算人 弁護士 赤本 優
催告期間満了日 令和8年3月25日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家)第40257号

兵庫県三田市志手原1313
申立人 平岡 剛
本籍兵庫県三田市十倉289番地、最後の住所
兵庫県三田市志手原1178番地、死亡の場所兵
庫県三田市、死亡年月日令和6年9月6日、
出生の場所神戸市北区、出生年月日昭和63年
4月10日、職業無職
被相続人 亡 中西 陽子
神戸市中央区海岸通4番地 新明海ビル602
号室 神戸海岸通法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 祥徳
催告期間満了日 令和8年4月17日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40330号

神戸市兵庫区上沢通1丁目1番1号 米澤ビ
ル3階
申立人 坪川 武司
本籍神戸市兵庫区荒田町1丁目2番、最後の
住所神戸市兵庫区荒田町1丁目2番10号、死
亡の場所兵庫県神戸市兵庫区、死亡年月日令
和6年12月3日、出生の場所徳島県板野郡堀
江町、出生年月日昭和8年12月15日、職業無
職
被相続人 亡 船津喜久子
神戸市中央区御幸通4-1-1 T B M神戸ビ
ル9階 判治法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川原 依子
催告期間満了日 令和8年4月15日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第1094号

大阪府寝屋川市堀溝北町21番1号
申立人 中西やえ子
本籍兵庫県尼崎市東難波町1丁目1番、最後
の住所奈良県橿原市大久保町179番地の4、
死亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日令和7
年3月19日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、
出生年月日昭和45年11月25日、職業会社員
被相続人 亡 山本 直樹

奈良市登大路町5番地修徳ビル204号 飯田
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 新畑 康
催告期間満了日 令和8年4月10日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第71602号

東京都中央区勝どき5丁目12番4
申立人 コスモ東京ペイタワー管理組合
本籍東京都中央区勝どき5丁目12番、最後の
住所東京都中央区勝どき5丁目12番4-302
号、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日令
和5年12月21日頃から31日頃までの間、出生
の場所東京都大田区、出生年月日昭和32年7
月24日、職業不明
被相続人 亡 茨田 明嘉
事務所東京都中野区中野5丁目67番6号ビジ
ネスハイツ中野7階 705号室 慶福法律事
務所
相続財産清算人 弁護士 金子 玄
催告期間満了日 令和8年3月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第71963号

東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号
申立人 特定非営利活動法人りすシステム
本籍東京都江東区東陽4丁目7番、最後の住
所東京都江東区大島7丁目39番1-1403号、
死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和3
年12月9日、出生の場所朝鮮全羅北道南原郡
帶江面、出生年月日昭和3年7月30日、職業
無職
被相続人 亡 伊藤 一郎
事務所東京都千代田区大手町1丁目5番1号
大手町ファーストスクエアイーストタワー3
階三浦法律事務所
相続財産清算人 弁護士 池村 聰
催告期間満了日 令和8年3月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第15147号

新潟県長岡市大手通1丁目5番地6
申立人 株式会社大光銀行
本籍新潟県五泉市馬下2051番地2、最後の住
所新潟県五泉市馬下2051番地2、死亡の場所
新潟県新潟市秋葉区、死亡年月日令和6年2
月9日、出生の場所新潟県南蒲原郡加茂町、
出生年月日昭和15年8月5日、職業会社役員
被相続人 亡 伊藤 和行

事務所新潟市中央区弁天3丁目1番15号トー
カソマンション第3万代602号 菊池淳哉法
律事務所
相続財産清算人 菊池 淳哉
催告期間満了日 令和8年3月27日
新潟家庭裁判所

令和7年(家)第1130号

岡山県久米郡久米南町南庄3161番地
申立人 明楽 誠
本籍岡山県岡山市北区建部町田地子604番地、
最後の住所岡山県久米郡久米南町南庄3161番
地、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日令
和7年4月5日、出生の場所岡山県御津郡
上建部村、出生年月日昭和26年4月1日、
職業無職
被相続人 亡 岡 民世
事務所岡山市北区南方2-12-11山本屋ビル
3階三村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三村 輝明
催告期間満了日 令和8年3月31日
岡山家庭裁判所津山支部

令和7年(家)第9058号

長崎市小江原3-25-21
申立人 田口 静馬
本籍長崎県佐世保市城山町172番地、最後の
住所長崎市滑石2丁目1番36号、死亡の場所
長崎県長崎市、死亡年月日令和7年3月31日、
出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和
26年2月8日、職業無職
被相続人 亡 田口とき子
長崎市岩川町12-11辻丸ビル2階大坪総合法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 大坪 孝聰
催告期間満了日 令和8年3月31日
長崎家庭裁判所

令和7年(家)第17004号

沖縄県那覇市泉崎1丁目2-2
申立人 沖縄県
本籍沖縄県名護市字我部35番地、最後の住
所沖縄県名護市字我部35番地、死亡の場所沖縄
県名護市、死亡年月日平成23年2月2日、出生
の場所沖縄県国頭郡羽地村、出生年月日昭
和7年5月16日、職業不明
被相続人 亡 伊佐川 勇
沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号O T V國
和プラザ805弁護士法人那覇綜合
相続財産清算人 弁護士 吉本 隼
催告期間満了日 令和8年3月31日
那覇家庭裁判所名護支部

令和7年（家）第71541号

東京都杉並区西荻北3丁目38番20号

申立人 KC プロパティ株式会社

本籍東京都中野区東中野1丁目18番、最後の住所東京都中野区東中野1丁目18番8号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日平成26年9月17日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和26年4月7日、職業不明

被相続人 亡 小田 知雄

事務所東京都港区南青山1丁目15番2号南青山スタジオフラット204 森居総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森居 秀彰

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第71948号

東京都中野区本町1丁目20番5号

申立人 木田 賢子

本籍東京都目黒区中央町2丁目7番、最後の住所東京都大田区南馬込6丁目31番8-208号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和7年4月26日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和32年10月13日、職業無職

被相続人 亡 中平 信

事務所東京都港区新橋1丁目16番4号 りそな新橋ビル8階リーガルキュレート総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 林 育

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第296号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍岡山県玉野市田井3丁目28番、最後の住所岡山県玉野市田井3丁目28番19号、死亡の場所岡山県玉野市、死亡年月日令和6年8月6日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和18年2月28日、職業不明

被相続人 亡 四条 連吉

岡山県玉野市宇野1丁目30番11号

相続財産清算人 多田野正史

催告期間満了日 令和8年3月30日

岡山家庭裁判所玉野出張所

令和7年（家）第409号

岡山県玉野市宇野2丁目5番2号 操マンション1階

申立人 西田 真二

本籍岡山県玉野市八浜町波知1067番地、最後の住所岡山県玉野市梶岡576番地2 特別養護老人ホーム 宗玉園、死亡の場所岡山県玉野市、死亡年月日令和7年5月11日、出生の場所岡山県児島郡八浜町、出生年月日昭和24年12月1日、職業無職

被相続人 亡 藤原 照次

岡山県玉野市宇野2丁目5番2号 操マンション1階

相続財産清算人 西田 真二

催告期間満了日 令和8年3月30日

岡山家庭裁判所玉野出張所

令和7年（家）第62号

熊本市中央区京町1丁目5番5号ほりかわビル201号

申立人 弁護士 北條 将人

本籍熊本県八代市古閑中町820番地、最後の住所熊本県八代郡氷川町宮原1116番地氷川学園、死亡の場所熊本県宇城市、死亡年月日令和7年2月11日、出生の場所熊本県八代郡八千代村、出生年月日昭和12年9月16日、職業無職

被相続人 亡 熊部 和子

事務所熊本市中央区京町1丁目5番5号ほりかわビル201号

相続財産清算人 弁護士 北條 将人

催告期間満了日 令和8年3月27日

熊本家庭裁判所八代支部

令和7年（家）第30223号

千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1

申立人 市原市

本籍千葉県市原市五井8933番地、最後の住所千葉県市原市五井5419番地の2、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日推定令和5年10月24日、出生の場所千葉県市原郡五井町、出生年月日昭和30年8月29日、職業不詳

被相続人 亡 伊藤 茂

事務所千葉市中央区中央3丁目15番6号やまちよビル7階 レークス法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北村 謙介

催告期間満了日 令和8年3月30日

千葉家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することあります。

令和7年（ヘ）第3号

北海道室蘭市本町1丁目7番10号

申立人 上村 幸広

権利の届出の終期 令和7年12月1日

令和7年7月31日 室蘭簡易裁判所
(別紙) 目 錄

1 土地

所在 室蘭市本町1丁目

地番 28番1

地目 宅地

地積 228.20平方メートル

2 登記年月日番号 札幌法務局室蘭支局昭和61年4月28日受付第4242号

3 登記した権利の内容

登記の目的 貸借権設定仮登記

原因 昭和61年4月26日設定

借賃 1平方メートル1月30円

支払期 全額前払

存続期間 5年

特約 謾渡、転貸ができる

権利者 虹田郡洞爺村字洞爺町117番地

今井 徳雄

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第614号

北海道函館市松川町43番2号

申立人 武田 敏彦

本籍北海道函館市柏木町33番、最後の住所北海道函館市柏木町33番14号

不在者 武田 忠男

大正元年11月9日生

届出期間満了日 令和8年1月7日

函館家庭裁判所

令和6年（家）第230号

福島県白河市石切場12レディバード21-305

申立人 安齋 泰弘

本籍福島県二本松市西勝田字堀米248番地、最後の住所福島県二本松市西勝田字堀米248番地

不在者 安齋 保夫

昭和25年10月5日生

届出期間満了日 令和8年1月10日

福島家庭裁判所

令和7年（家）第626号

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-6 武笠ビルⅡ4階 荒川法律事務所

申立人 小池 清仁

本籍埼玉県川口市飯塚町3丁目1094番地、最後の住所埼玉県川口市仁志町2丁目1441番地
不在者 神山 岩男
昭和12年1月20日生

届出期間満了日 令和8年1月5日

さいたま家庭裁判所

令和7年（家）第5855号

埼玉県春日部市大沼1-61-12

申立人 小林 佳嗣

本籍不明、最後の住所不明

不在者 田中 仁郎

大正4年4月1日生

届出期間満了日 令和8年1月15日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第171号

東京都大田区鶴の木2-48-7

申立人 柳澤ゆかり

本籍神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町1丁目608番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区田名4636番地8
不在者 小崎 翼
昭和17年5月30日生

届出期間満了日 令和7年12月26日

横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第122号
 三重県津市阿漕町津興222番地8南阿漕2号
 館105号
 申立人 水谷 絹子
 本籍三重県津市中河原350番地、最後の住所
 三重県津市乙部20番地(現在の三重県津市乙部2214番地)
 不在者 黒田 通郎
 大正13年7月17日生
 届出期間満了日 令和8年1月5日
 津家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第1946号
 本籍北海道札幌市東区北丘珠3条1丁目664
 番地847、最後の住所北海道札幌市東区北丘
 珠3条1丁目20番6号
 不在者 貝森 正男
 昭和32年2月8日生
 令和7年9月2日失踪宣告審判確定
 札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第278号
 本籍群馬県前橋市小島田町663番地、最後の
 住所群馬県前橋市小島田町663番地
 不在者 橋本 耕一
 昭和25年5月3日生
 令和7年9月2日失踪宣告審判確定
 前橋家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第1382号
 本籍岡山県岡山市北区平野934番地9、住所
 札幌市白石区栄通7丁目1番9-201号
 申立人(失踪者) 松崎 政晴
 昭和37年8月17日生
 令和7年8月16日失踪宣告取消審判確定
 札幌家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有
 価証券について公示催告をしたところ、定められた
 下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権
 利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す
 る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣
 言する。

令和7年(ヘ)第2号
 岐阜県多治見市笠原町字向島2455番地36
 申立人 株式会社日興セラミックス・コンポ
 ジット
 代表者代表取締役 増田 博哉
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月18日
 令和7年8月22日 高岡簡易裁判所

(別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 O E 53658
 金額 417,697円
 支払期日 令和7年5月10日
 支払地 富山県射水市
 支払場所 株式会社北陸銀行大門支店
 振出日 令和7年1月10日
 振出地 白地
 振出人 浅野化学商事株式会社 代表取締役
 浅野 憲
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号
 岐阜県多治見市笠原町字向島2455番地36
 申立人 株式会社日興セラミックス・コンポ
 ジット
 代表取締役 増田 博哉

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月25日
 令和7年8月26日 甲賀簡易裁判所

(別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 A A 055563
 金額 180,620円
 支払期日 令和7年4月18日
 支払地 滋賀県甲賀市
 支払場所 株式会社滋賀銀行信楽支店
 振出日 令和6年11月18日
 振出地 滋賀県甲賀市信楽町勅旨2188番地の13
 振出人 丸二陶器株式会社 代表取締役 今井
 隆史
 受取人 永大化学株式会社
 裏書人 永大化学株式会社
 被裏書人 白地
 最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
 の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第36号
 岩手県久慈市川崎町8番17号
 債務者 有限会社田表写真館
 取締役 田表 陽子

1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 橋本 剛
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11
 時30分

盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第69号
 千葉県松戸市上本郷2719番地の3
 債務者 松戸ベビトラ有限会社
 代表者取締役 大石 洋二

1 決定年月日時 令和7年9月1日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小見山 大
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月2日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後1
 時20分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第978号
 仙台市宮城野区榴岡1丁目6番10号
 債務者 株式会社和光
 代表者代表取締役 窪田袈裟登

1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 伊藤 敬文
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年11月21日午後2
 時

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第79号
 福島県会津若松市日新町9番1号
 債務者 合資会社奥田園茶舗
 代表者代表社員 辻村 孝

1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小池 達哉
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年12月11日午後4
 時

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第685号
 千葉県柏市高田1116番地36
 債務者 昭和プラスチック株式会社
 代表者代表取締役 皆川 悅子

1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 神保 正宏
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10
 時

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第705号

千葉県柏市豊四季197-20ヒルズ豊四季ビル
 3階
 債務者 有限会社オールインジョエリー

代表者取締役 張 丁基
 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中川裕一郎
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後1
 時20分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第710号

神奈川県横浜市中区桜木町1丁目101番地1
 クロスゲート7階
 債務者 I & E J a p a n 合同会社
 代表者代表社員 荻田 友也

1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 見付 泰範
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後1
 時50分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1856号

京都市左京区下鴨東半木町78番地1セジュー
 ルA O I 101号室
 債務者 メディアソフト株式会社

代表者代表取締役 三浦 康継
 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 満松 和憲
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年12月9日午後3
 時

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1459号	1 決定年月日時 令和7年9月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城戸幸一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年10月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後3時
東京都小金井市東町5丁目14番23号	福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
債務者 株式会社SUNHEADプロダクション	群馬県前橋市六供町3丁目56番地6
代表者代表取締役 稲垣 康隆	債務者 株式会社ジャノ・エンタープライズ
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蒲原 司 4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時45分	代表者代表取締役 山中 泰介
東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大南 至 4 破産債権の届出期間 令和7年10月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前10時30分
令和7年(フ)第6082号	前橋地方裁判所民事部破産再生係
富山県滑川市沖田新499番地	岐阜県羽島郡岐南町平島9丁目51番地
債務者 株式会社日本	債務者 株式会社バイパス給食センター
代表者代表取締役 山本 容基	代表者代表取締役 佐々木栄子
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤井 哲 4 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後3時	1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木康晴 4 破産債権の届出期間 令和7年10月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後1時30分
東京地方裁判所民事第20部	仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第192号	静岡県焼津市石脇下133番地の1
群馬県高崎市緑町1丁目4番地4、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区蒲田四丁目22番3号	債務者 ホクト機工株式会社
債務者 フォーティワンホーム株式会社	代表者代表取締役 大作 哲
代表者代表取締役 藤本 誠	1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武藤玲央奈 4 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後2時
岐阜地方裁判所	静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第82号	香川県東かがわ市三本松133番地
青森県つがる市牛潟町村上42番地	債務者 田中水産有限会社
債務者 株式会社鳴海建設	代表者取締役 田中ハルエ
代表者代表取締役 工藤 貴幸	1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂田 勝幸 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時
前橋地方裁判所高崎支部	高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第603号	青森地方裁判所五所川原支部破産係
北九州市八幡西区青山2丁目10番43号 福寿コーポ青山1号	
債務者 西部給食株式会社	
代表者代表取締役 永吉 千帆	

令和7年(フ)第178号	岡山県小田郡矢掛町小林264番地1-1
債務者 株式会社亀田建設	代表者代表取締役 亀田 久
1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中畠 真哉 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後1時30分	岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第267号	宮城県栗原市築館字照越神田16番地の36
債務者 株式会社やさしい住まい	代表者代表取締役 佐々木栄子
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木康晴 4 破産債権の届出期間 令和7年10月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後1時30分	仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第323号	静岡県焼津市石脇下133番地の1
債務者 株式会社バイパス給食センター	債務者 ホクト機工株式会社
代表者代表取締役 本江 圭佑	代表者代表取締役 大作 哲
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武藤玲央奈 4 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後2時	静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第470号	香川県東かがわ市三本松133番地
債務者 田中水産有限会社	債務者 株式会社グローリーライン
代表者取締役 田中ハルエ	代表者代表取締役 池田 健児
1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生 絵美 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前10時	1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤井 友彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分
令和7年(フ)第159号	和歌山市和田1158番地5
債務者 株式会社光史建設	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
代表者代表取締役 光定 史朗	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 藤井 友彦	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分	
令和7年(フ)第1522号	札幌市白石区北郷3条9丁目1番38号 工
債務者 フォート北郷A棟203号	フォート北郷A棟203号
代表者代表取締役 池田 健児	債務者 株式会社グローリーライン
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時	代表者代表取締役 池田 健児
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時
3 破産管財人 弁護士 鈴木 健司	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時30分	3 破産管財人 弁護士 鈴木 健司
令和7年(フ)第173号	札幌地方裁判所民事第4部
兵庫県宝塚市山手台西2丁目5番3号	
債務者 株式会社エキスパート	
代表者代表取締役 吉田 義久	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 小林 靖子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時40分	
令和7年(フ)第465号	神戸地方裁判所伊丹支部破産係
熊本市東区画団町所島174番地1	
債務者 トーヨー・フードサービス株式会社	
代表者代表取締役 橋口 豊美	
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 福山 素士	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時	
令和7年(フ)第159号	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
和歌山市和田1158番地5	
債務者 株式会社光史建設	
代表者代表取締役 光定 史朗	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 藤井 友彦	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分	
令和7年(フ)第1522号	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
札幌市白石区北郷3条9丁目1番38号 工	
フォート北郷A棟203号	
債務者 株式会社グローリーライン	
代表者代表取締役 池田 健児	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 鈴木 健司	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時30分	
令和7年(フ)第173号	札幌地方裁判所民事第4部
兵庫県宝塚市山手台西2丁目5番3号	
債務者 株式会社エキスパート	
代表者代表取締役 吉田 義久	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 小林 靖子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時40分	
令和7年(フ)第465号	神戸地方裁判所伊丹支部破産係
熊本市東区画団町所島174番地1	
債務者 トーヨー・フードサービス株式会社	
代表者代表取締役 橋口 豊美	
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 福山 素士	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時	
令和7年(フ)第159号	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
和歌山市和田1158番地5	
債務者 株式会社光史建設	
代表者代表取締役 光定 史朗	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 藤井 友彦	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分	
令和7年(フ)第1522号	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
札幌市白石区北郷3条9丁目1番38号 工	
フォート北郷A棟203号	
債務者 株式会社グローリーライン	
代表者代表取締役 池田 健児	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 鈴木 健司	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時30分	
令和7年(フ)第173号	札幌地方裁判所民事第4部
兵庫県宝塚市山手台西2丁目5番3号	
債務者 株式会社エキスパート	
代表者代表取締役 吉田 義久	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 小林 靖子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時40分	
令和7年(フ)第465号	神戸地方裁判所伊丹支部破産係
熊本市東区画団町所島174番地1	
債務者 トーヨー・フードサービス株式会社	
代表者代表取締役 橋口 豊美	
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 福山 素士	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時	
令和7年(フ)第159号	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
和歌山市和田1158番地5	
債務者 株式会社光史建設	
代表者代表取締役 光定 史朗	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 藤井 友彦	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分	
令和7年(フ)第1522号	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
札幌市白石区北郷3条9丁目1番38号 工	
フォート北郷A棟203号	
債務者 株式会社グローリーライン	
代表者代表取締役 池田 健児	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 鈴木 健司	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時30分	
令和7年(フ)第173号	札幌地方裁判所民事第4部
兵庫県宝塚市山手台西2丁目5番3号	
債務者 株式会社エキスパート	
代表者代表取締役 吉田 義久	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 小林 靖子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時40分	
令和7年(フ)第465号	神戸地方裁判所伊丹支部破産係
熊本市東区画団町所島174番地1	
債務者 トーヨー・フードサービス株式会社	
代表者代表取締役 橋口 豊美	
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 福山 素士	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時	
令和7年(フ)第159号	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
和歌山市和田1158番地5	
債務者 株式会社光史建設	
代表者代表取締役 光定 史朗	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 藤井 友彦	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分	
令和7年(フ)第1522号	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
札幌市白石区北郷3条9丁目1番38号 工	
フォート北郷A棟203号	
債務者 株式会社グローリーライン	
代表者代表取締役 池田 健児	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 鈴木 健司	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時30分	
令和7年(フ)第173号	札幌地方裁判所民事第4部
兵庫県宝塚市山手台西2丁目5番3号	
債務者 株式会社エキスパート	
代表者代表取締役 吉田 義久	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 小林 靖子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時40分	
令和7年(フ)第465号	神戸地方裁判所伊丹支部破産係
熊本市東区画団町所島174番地1	
債務者 トーヨー・フードサービス株式会社	
代表者代表取締役 橋口 豊美	
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 福山 素士	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時	
令和7年(フ)第159号	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
和歌山市和田1158番地5	
債務者 株式会社光史建設	
代表者代表取締役 光定 史朗	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 藤井 友彦	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分	
令和7年(フ)第1522号	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
札幌市白石区北郷3条9丁目1番38号 工	
フォート北郷A棟203号	
債務者 株式会社グローリーライン	
代表者代表取締役 池田 健児	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 鈴木 健司	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時30分	
令和7年(フ)第173号	札幌地方裁判所民事第4部
兵庫県宝塚市山手台西2丁目5番3号	
債務者 株式会社エキスパート	
代表者代表取締役 吉田 義久	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 小林 靖子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時40分	
令和7年(フ)第465号	神戸地方裁判所伊丹支部破産係
熊本市東区画団町所島174番地1	
債務者 トーヨー・フードサービス株式会社	
代表者代表取締役 橋口 豊美	
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 福山 素士	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時	
令和7年(フ)第159号	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
和歌山市和田1158番地5	
債務者 株式会社光史建設	
代表者代表取締役 光定 史朗	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 藤井 友彦	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分	
令和7年(フ)第1522号	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
札幌市白石区北郷3条9丁目1番38号 工	
フォート北郷A棟203号	
債務者 株式会社グローリーライン	
代表者代表取締役 池田 健児	
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後	

令和7年(フ)第1378号 名古屋市西区平出町284番地 債務者 株式会社ビーンズ 代表者代表取締役 星川 直彦 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲谷 康 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月25日午前10時20分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第996号 京都市北区大宮開町26-1 パークサイド仙 401 債務者 京錦織物有限公司 代表者代表取締役 池田 澄江 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 幸三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月3日午前11時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 望月 敦允 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月5日午前11時30分 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第1360号 横浜市都筑区仲町台1丁目32番21号 債務者 株式会社Hawaiian Garaga e 代表者代表清算人 斎藤 淳一 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋場 一敏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月8日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第723号 京都市伏見区納所星柳6番地の33 債務者 コウラ工務店株式会社 代表者代表取締役 甲良 一弘 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 源力 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月26日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第221号 群馬県北群馬郡吉岡町大字北下378番地1 債務者 株式会社あんしんライフサポート 代表者代表取締役 飯塚 洋輔 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川住 岳央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月4日午前10時45分 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 光太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月5日午後2時 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年(フ)第687号 広島県廿日市市八坂1丁目5番10号 債務者 有限会社宮浜電設 代表者清算人 塩田 徳昌 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高岡 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月8日午後1時30分 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第452号 北九州市小倉南区石田町1番19号 債務者 株式会社総建企画 代表者代表取締役 清水 稔 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 真聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月26日午前11時 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第224号 和歌山市平尾254番地3 債務者 大牧繊維株式会社 代表者代表取締役 鈴木 良昭 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸村 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月4日午前10時50分 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田切 達 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月8日午後2時30分 青森地方裁判所弘前支部	令和7年(フ)第103号 青森県弘前市大字外崎4丁目7番地9 債務者 株式会社マル克 代表者代表取締役 山形 克孝 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高岡 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月8日午後1時30分 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第3942号 大阪市平野区平野南2丁目8番25号 債務者 有限会社サムテクノ 代表者代表取締役 讀井有喜夫 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今村 裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月27日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第270号 佐賀県鳥栖市本鳥栖町428番地5 メゾンH a r u e 102、商業登記簿上の本店所在地佐 賀県鳥栖市本町2丁目1413番地2 債務者 株式会社アズハート 代表者代表取締役 堀田 晶子 1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長戸 和光 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月4日午後1時30分 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月8日午後2時10分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1779号 横浜市神奈川区鶴屋町3-32-8 第一東海 ビル2階、商業登記簿上の本店所在地横浜市 戸塚区汲沢1-10-37 債務者 株式会社アルカンシエル 代表者代表取締役 麻生 徹 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 侑希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月10日午前11時20分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第197号 大阪府東大阪市吉松2丁目10番2号 債務者 株式会社オフィスプラチナ 代表者代表取締役 大山 洋子 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市ノ木山朋矩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月1日午前10時30分 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第206号 岩手県滝沢市鶴飼洞細92番地8三上ハイツA 105 債務者 株式会社藤和興業 代表者代表取締役 藤田 康裕	1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月8日午前11時20分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1938号 名古屋市中区正木3丁目12番8号 債務者 株式会社西田米穀店 代表者代表清算人 西田 利夫 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中田 智之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月10日午後2時10分 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第158号

群馬県高崎市東貝沢町1丁目13番地9

債務者 合同会社V. A. I. A

代表者代表社員 八重橋卓宏

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 宮下 章
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午前10時15分
- 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第2810号

大阪市北区天神橋4丁目7番11-502号

債務者 株式会社ワン・スター

代表者代表取締役 武岡 星一

- 1 決定年月日時 令和7年8月28日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中山 務
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午後3時30分
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2811号

大阪府豊中市東寺内町14-25エルベコート緑地公園206号室、住民票上の住所大阪市北区天神橋4丁目7番11号グリフォンBL D502号室

債務者 武岡星一こと KANG SUNG I L姜 星一

- 1 決定年月日時 令和7年8月28日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中山 勿
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午後3時30分
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第77号

広島県三原市糸崎3丁目4番7号

債務者 有限会社寿薬局三菱前店

代表者代表取締役 原 俊樹

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 田房 教平
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午前11時
- 広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第73号

横浜市旭区本宿町69番地3

債務者 有限会社澤田工業

代表者代表取締役 澤田 義美

- 1 決定年月日時 令和7年9月5日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 助川 圭太
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後1時30分
- 青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第210号

福島県郡山市桑野4丁目8番9号、前本店所在地福島県福島市上町3番4号コマフクシマビル3F

債務者 SHOWA株式会社

代表者代表取締役 日下部 裕

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 稲葉 裕之
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時
- 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第3675号

大阪市北区本庄東2丁目2番35-501号

債務者 株式会社富豚

代表者代表取締役 大橋 静香

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 松本 健男
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後1時30分
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第324号

岐阜県羽島郡岐南町平島9丁目51番地

債務者 すまいる工房株式会社

代表者代表取締役 本江 圭佑

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 武藤玲央奈
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後2時30分
- 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第3907号

大阪市生野区小路東6丁目7番15号

債務者 株式会社CORE

代表者代表取締役 堀江 亮太

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 吉田 豪
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後3時30分
- 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第968号

宮城県名取市飯野坂5丁目3番34-5号
ペールエテルⅡ E棟、従前の住所青森市東大野1丁目8番地6 ハイツアノーマ105号

債務者 木村 大介

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 今泉 裕光
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前11時
 - 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで
- 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第452号

広島県廿日市市塩屋2丁目15番11号 101

債務者 塩田 徳昌

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 高岡 優
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後1時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで
- 富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第212号

愛知県豊橋市有楽町101番地 フレーシールk a z e101

債務者 赤尾 涼太

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 原 健治
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後1時40分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
- 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第37号
 岩手県久慈市翼町1丁目31番地 コーポT&T
 T 2階 205号
債務者 田表 陽子
 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 橋本 剛
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月25日午前11時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第80号
 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合
 134番地の19
債務者 辻村 孝
 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小池 達哉
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日午後4時
 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
 福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第1339号
 東京都府中市若松町4丁目10番地の4コーポ
 阜月102
債務者 畠山 直之
 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 谷村 明子
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前10時45分
 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1393号
 東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷802番地15
債務者 水谷 太一
 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 石川 芳彦

4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1394号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷802番地15
債務者 胡摩有希子
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石川 芳彦
4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1460号
東京都八王子市下柚木2丁目23番地4ヴィラ・ウィスター203号
債務者 古川 美佳
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人
4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第549号
川崎市多摩区中野島6丁目5番10号
債務者 高 勇作
1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 恵太
4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第579号
川崎市中原区今井南町32番13号
債務者 松本 康寛

1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池田 博毅
4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日午前10時40分
6 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第1467号

東京都町田市原町田3丁目3番20号エステム
プラザ町田ティアラ1403
債務者 風間 涼

1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩崎紗矢佳
4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月12日午後1時15分
6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1468号

東京都町田市原町田3丁目3番20号エステム
プラザ町田ティアラ1403
債務者 風間沙也加

1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩崎紗矢佳
4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月12日午後1時15分
6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第20号

静岡県賀茂郡松崎町江奈574番地の3 しん
わホーム松崎、前住所静岡県賀茂郡東伊豆町
奈良本1271番地 熱川ガーデンマンション
101号
債務者 坂東 静子

1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三森祐二郎
4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月19日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

令和7年(フ)第2094号
横浜市中区本牧元町29番18号
債務者 小木法王留
 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 阿部 智
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月17日前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1384号
埼玉県鴻巣市箕田933番地3 リバーコート102
債務者 末元 啓介
 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 近藤 直樹
 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月1日前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第492号
静岡県牧之原市鬼女新田133番地
債務者 鈴木 文子
 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 濱田 六法
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月10日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月18日前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1146号
横浜市青葉区荏田町154番地1 グランネスオトザカ102
債務者 矢野三千久
 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 西本 晓
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月19日前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第522号 川崎市宮前区神木本町2丁目22番2号 ベルビュー 202 債務者 多和田未来 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 健二 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月19日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月26日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第679号 千葉県野田市清水234番地の1 メゾンドブレーメンII-102 債務者 有村 哲朗 1 決定年月日時 令和7年9月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田 晓斗 4 破産債権の届出期間 令和7年10月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月1日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月3日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第566号 川崎市幸区南幸町2丁目57番地1 スカイコート川崎西口 304 債務者 伊舎堂 恵 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有馬 大稀 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月19日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月28日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第703号 千葉県流山市野々下3丁目955番地の3 プラット豊四季201 債務者 酒井 光一 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 真一 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月3日前20分 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月8日前30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1983号 横浜市南区大岡1丁目11番8号 債務者 松永 孝雄 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 出田 浩一 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月20日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月28日前10分 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第706号 千葉県柏市中原1丁目15番10号 債務者 JANG JEONG GI張 丁基 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川裕一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月3日前20分 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月8日前30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第580号 川崎市川崎区大島4丁目23番13号 コーポ綿屋第二 203 債務者 最上多恵子 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 力丸	4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月1日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第577号 川崎市多摩区菅北浦4丁目1番1号 エミネンス二番館1 債務者 原 忠昭 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 友也	4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月9日前3時 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部

<p>令和7年(フ)第113号 富山県高岡市羽広573番地1 債務者 宮林 玄 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白木 謙一 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月25日午前10時35分 6 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 富山地方裁判所高岡支部 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p>	<p>令和7年(フ)第1167号 東京都八王子市橋原町384番地5 プレミール鹿島202号 債務者 長谷川圭毅 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第239号 香川県高松市香西本町729番地1 市住401 債務者 池内 純蘭 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第82号 香川県丸亀市山北町392番地1 城南レイクサイドハイツ3317号 債務者 井上 徳明 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後2時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所丸亀支部</p>
<p>令和7年(フ)第119号 北海道帯広市西14条南28丁目2番地7 債務者 外崎 百香(旧姓壁屋) 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 釧路地方裁判所帶広支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1373号 東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡4-103 債務者 高橋 秀宣 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第253号 香川県綾歌郡綾川町陶1600番地60 債務者 川田 美幸 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第91号 香川県丸亀市津森町984番地20、前住所香川県善通寺市木徳町594番地10 債務者 西 俊作 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所丸亀支部</p>
<p>令和7年(フ)第50号 山形県鶴岡市道形町25番7号 メゾン ウィング102号 債務者 長南きく子 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 山形地方裁判所鶴岡支部</p>	<p>令和7年(フ)第1475号 東京都町田市忠生1丁目26番地3 忠生市営住宅1-310 債務者 岸 恵子 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第268号 香川県高松市東山崎町409番地1 ヴィラ・アンソレイエ高松A-105 債務者 江崎ひろみ 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第94号 香川県丸亀市飯山町東坂元790番地5 サンライフタダII 101号 債務者 川田美由紀 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前11時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所丸亀支部</p>
<p>令和7年(フ)第69号 群馬県桐生市境野町4丁目865番地の10 債務者 浅利 唯人 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 前橋地方裁判所桐生支部</p>	<p>令和7年(フ)第234号 香川県高松市木太町3792番地1 サンハイツ鎌田2-106号 債務者 池田 沙織(旧姓佐藤) 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第269号 香川県高松市新北町22番12号 債務者 中山 俊介 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第105号 香川県丸亀市郡家町838番地4 債務者 佐藤 花子 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所丸亀支部</p>

令和7年(フ)第106号 香川県丸亀市中津町1342番地2 グリーンヒルズ九重田B棟202号 債務者 鈴木 博文 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所丸亀支部	令和7年(フ)第39号 静岡県掛川市沢田21番地の3 レオパレスグレンツエ掛川108号室 債務者 高野保裕美 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 和歌山地方裁判所田辺支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第109号 香川県坂出市福江町3丁目5番72号 債務者 田邊菜千子 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 高松地方裁判所丸亀支部	令和7年(フ)第42号 静岡県掛川市久保1丁目13番3号 債務者 篠原 清也 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年9月5日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第63号 福岡県大牟田市中町2丁目11番地8 五月コープ 203号 債務者 大石 圭太 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	令和7年(フ)第44号 静岡県周智郡森町三倉2497番地 債務者 鈴木 和彦 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年9月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第38号 岩手県二戸市米沢字荒谷55番地10 債務者 渋屋かな子 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 盛岡地方裁判所二戸支部	令和7年(フ)第32号 和歌山県西牟婁郡白浜町十九瀬250番地の1平間第一団地1棟102号 債務者 藤井 駒代 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 和歌山地方裁判所田辺支部	1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第36号 和歌山県東牟婁郡串本町串本1429番地 嶋林莊102 債務者 梁田 由美	令和7年(フ)第143号 山形市飯田5丁目7番48号 債務者 渡邊 悟志 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 福岡地方裁判所久留米支部	

令和7年(フ)第570号	福岡県中間市大字垣生1233番地2 ヴィラナリーラー中間5号棟210号 債務者 山口 信浩 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第577号	福岡県遠賀郡水巻町猪熊8丁目1番1号 債務者 松村 和美(旧姓八坂) 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第609号	北九州市若松区宮丸1丁目15番39号 債務者 中山 修二 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第615号	岩手県二戸市石切所字晴山90番地3 破産者 小保内公太 1 決定年月日 令和7年8月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所二戸支部

破産手続廃止及び免責許可決定	1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第12号	千葉県松戸市六実5丁目27番地の5 ぐるーぷほーむ六実 破産者 石川 智子
破産手続終結	
令和6年(フ)第949号	

1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第633号	
茨城県つくば市南中妻370番地73、開始決定時の住所千葉県野田市七光台254番地 アリーネ202 破産者 速水 恵子 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第643号	
千葉県野田市五木新町22番地の4 エスペランサ江村A-102 破産者 井上 剣一 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和5年(フ)第62号	
秋田県横手市十文字町佐賀会字上沖田290番地1 破産者 株式会社伊勢自動車販売 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
秋田地方裁判所横手支部	
令和6年(フ)第16号	
山形県天童市鎌田1丁目6番52号 破産者 株式会社富士の湯 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
山形地方裁判所民事部	

令和6年(フ)第174号	(最後の住所) 山形県寒河江市石持町1-28 ロイヤルヒルズ117号 破産者 亡大泉俊雄相続財産 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部	
令和7年(フ)第46号	
群馬県前橋市富田町979番地の1 破産者 有限会社有間養鶏場 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
前橋地方裁判所民事部破産再生係	
令和5年(フ)第6524号	
東京都新宿区大久保1丁目1番11号 破産者 株式会社Y E S M A R T 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
東京地方裁判所民事第20部	
令和6年(フ)第603号	
大阪市西区新町2丁目12番4号セレーノ新町8階 破産者 株式会社M R S 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年(フ)第4644号	
大阪市港区市岡3丁目12番17号 破産者 株式会社ユーキ 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
大阪地方裁判所第6民事部	

令和6年(フ)第1085号 堺市美原区寺内756番地 破産者 株式会社トライアル 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和4年(フ)第247号 佐賀県小城市牛津町上砥川97番地 破産者 特定非営利活動法人アシストライフ 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 佐賀地方裁判所民事部破産係 破産手続終結及び免責許可決定	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第829号 北九州市小倉北区浅野3丁目7番50号 破産者 小倉商運株式会社 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第18号 奈良県磯城郡田原本町大字三笠152番地の13 ル・ジャルダンⅢ-1号室 破産者 坂本一憲 1 決定年月日 令和7年9月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第1606号 東京都青梅市今井1丁目521番地の1成蹊園 破産者 亡松澤謙助相続財産 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第53号 秋田県横手市本郷町4番26号 破産者 藤村美予 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所横手支部	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第248号 新潟市北区大迎704番地 破産者 共和工業株式会社 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第6号 福島県会津若松市住吉町25番22号、前住所福島県会津若松市館馬町4番16号 破産者 二瓶恵理子 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所横手支部	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第71号 三重県四日市市富田2丁目10番11号 エクセルヤマナカB-103 破産者 井上泰仁 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第84号 茨城県つくば市谷田部2799番地1 破産者 江原一郎	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。
令和7年(フ)第91号 静岡県沼津市原817番地の4 キャブテンコート南富士204 破産者 渡邊浩司 1 決定年月日 令和7年9月4日	令和7年(フ)第91号 静岡県沼津市原817番地の4 キャブテンコート南富士204 破産者 渡邊浩司 1 決定年月日 令和7年9月4日	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第71号 福岡県大牟田市柿園町1丁目1番地2 レジデンス新栄町303号 破産者 馬場 義則 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所大牟田支部 令和6年(フ)第82号 北海道岩見沢市7条東4丁目8番地18 プレジデント66 1B号室 破産者 高橋 道之 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部 令和7年(フ)第2号 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字明土10番地82 破産者 川口 聰史 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所十和田支部 令和6年(フ)第46号 岡山県浅口郡里庄町新庄3056番地2-102、 住民票上の住所香川県綾歌郡綾川町牛川535番地1 破産者 三居 雅幸 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年(フ)第1076号 広島市安佐南区緑井4丁目18番11-3号、申立時の住所広島市安佐南区緑井7丁目14番9-202号 破産者 大野 武士 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 令和6年(フ)第31号 愛媛県西予市三瓶町二及2番耕地857番地4、 旧住所愛媛県西予市三瓶町安土37番地 破産者 西本 高朗 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所大洲支部 令和7年(フ)第22号 熊本市東区長嶺南5丁目1番40-409号 パレドール健軍3、異動前住所熊本市東区新南部6丁目2番23号 ドリームハイツ205号 破産者 小森 和仁 1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 破産債権の届出期間及び一般調査期日 令和7年(フ)第1号 愛知県海部郡飛島村大字服岡7丁目53番地 破産者 海南精密株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 2 一般調査期日 令和7年11月4日午後2時20分 令和7年9月3日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第213号 福岡県久留米市東合川新町4番3-3号 前住所福岡県久留米市山川町1343番地5 破産者 井ノ口慶隆	1 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 2 一般調査期日 令和7年12月1日午前10時 令和7年9月4日 福岡地方裁判所久留米支部 令和7年(フ)第273号 北九州市門司区大字伊川767番地4 破産者 西山 泰晴 1 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 2 一般調査期日 令和7年11月11日午前11時30分 令和7年9月3日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第274号 北九州市小倉北区足原1丁目6番4号 破産者 土居 修 1 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 2 一般調査期日 令和7年11月18日午後2時 令和7年9月3日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和6年(フ)第177号 札幌市北区西茨戸5条1丁目5番20号 破産者 大嶋 謙一 1 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 2 一般調査期日 令和7年11月5日午後2時 令和7年9月5日 旭川地方裁判所民事部 令和5年(フ)第689号 大阪府寝屋川市寿町37番3号 破産者 村上 恵子 1 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 2 一般調査期日 令和7年11月27日午後2時10分 令和7年9月4日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第4966号 大阪市天王寺区大道1-7-13-9F 破産者 アルファプロス株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 2 一般調査期日 令和8年1月22日午後1時40分 令和7年9月4日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第4967号 神奈川県鎌倉市材木座1丁目9番3-3号 鎌倉のいえ 菊号室、開始決定時大阪市中央区西心斎橋1丁目16番10-503号 破産者 清水 光志
---	---	---

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第116号

長崎県長崎市田中町993番地 サンハイム102、旧住所長崎県長崎市桜馬場2丁目1番15号アルメイダハイツ401

破産者 松尾 紗子

異議申述期間 令和7年10月28日まで

令和7年9月2日

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第3151号

大阪市西区北堀江1丁目23番11—403号

破産者 坂本 銀平

異議申述期間 令和7年10月30日まで

令和7年9月4日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4561号

大阪市中央区南船場4丁目10番5号南船場S OHOビル702

破産者 a s a p 株式会社

異議申述期間 令和7年10月30日まで

令和7年9月4日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4946号

大阪市西区南堀江3丁目8番20号 萩藤ハイツ401

破産者 松原 祐子

異議申述期間 令和7年10月30日まで

令和7年9月4日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見 申述期間

令和7年(フ)第4713号

東京都中央区日本橋人形町2丁目21—9—1204

破産者 鬼倉 達矢

免責意見申述期間 令和7年12月15日まで

令和7年9月4日

東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

令和7年(フ)第40号

熊本県荒尾市八幡台4丁目4番2号13 ユートピア荒尾1 206号
破産者 速水明日香

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第3028号

大阪市淀川区西中島4丁目9番28号
清算株式会社 株式会社N C T
代表清算人 下向 峰子

- 1 決定年月日 令和7年9月2日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第1006号

兵庫県三木市木庄3丁目10番3号
清算株式会社 株式会社イスペット
代表清算人 藤田 真一

- 1 決定年月日 令和7年9月2日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所第3民事部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1004号

山形県最上郡最上町大字大堀987番地
清算株式会社 株式会社S K
1 決定年月日 令和7年9月1日

- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

山形地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第3022号

大阪市中央区北久宝寺町2丁目1番7号本町和光ビル内
清算株式会社 株式会社吉川化学工業所
1 決定年月日 令和7年9月3日

- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第4号

岩手県二戸郡一戸町一戸字田中66番地1
再生債務者 與羽 昭彦

- 1 決定年月日 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月21日まで

盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(再イ)第17号

兵庫県川西市平野1丁目4番1—105号
再生債務者 寺坂 聰

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月15日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年(再イ)第37号

埼玉県春日部市藤塚2889番地5
再生債務者 中山 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月9日から令和7年10月20日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第36号

長崎県長崎市三川町685番地9
再生債務者 吉原 広介

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月30日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第119号

札幌市中央区北6条西16丁目1番地20 グラ

ンドジョラスN 6—701号
再生債務者 田坂 弘樹

- 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月17日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第18号

山口県下関市上田中町1丁目2番20号
再生債務者 天野 孝一

- 1 決定年月日時 令和7年9月5日前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月10日から令和7年10月17日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年（再イ）第21号 山口県下関市武久町1丁目72番44-2号 再生債務者 光井 文子 1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月10日から令和7年10月17日まで 山口地方裁判所下関支部再生係	令和7年（再イ）第91号 千葉県我孫子市白山1-21-1-102（住民票上の住所）千葉県柏市東2丁目3番25-201号 再生債務者 平良 季也 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月21日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第19号 福岡県行橋市南泉2丁目26番9号 再生債務者 山下 稔喜 1 決定年月日時 令和7年9月2日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月14日まで 福岡地方裁判所行橋支部再生係	令和7年（再イ）第71号 宮城県名取市愛島台6丁目5番地の23 再生債務者 佐野 育 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月30日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（再イ）第39号 愛媛県伊予市尾崎7番地1 コーストアヴェニューB棟101号 再生債務者 秋山 潤平 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月3日から令和7年10月10日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第15号 神奈川県横須賀市ハイランド5丁目10番8号 再生債務者 河久保伸一 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月21日まで 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年（再イ）第100号 神戸市中央区港島中町3丁目2番地の6 工バーグリーンポートアイランド3号棟1107号 再生債務者 勝山 奈々 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月22日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第86号 宮城県多賀城市東田中2丁目40番29-1302号 再生債務者 関根 正俊 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第78号 千葉県柏市東中新宿4丁目4番19-302号 再生債務者 富澤 弘 1 決定年月日時 令和7年9月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月20日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年（再イ）第27号 奈良県橿原市八木町3丁目8番33-19号 再生債務者 高橋 一将 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月21日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年（再イ）第2号 鹿児島県鹿屋市横山町1962番地7 再生債務者 伊地知元気 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月9日から令和7年10月16日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第8号 茨城県守谷市美園3丁目14番地7 再生債務者 多賀 正則 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年11月6日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
令和7年（再イ）第92号 千葉県松戸市小金原5丁目4番地の10 再生債務者 三宅 康之 1 決定年月日時 令和7年9月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月20日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第5号 北九州市小倉南区朽網東2丁目8番10号（サンハイツオノダ202号室） 再生債務者 内藤 盛文 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月22日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年（再イ）第3号 鹿児島県鹿屋市横山町1962番地7 再生債務者 伊地知元気 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月22日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係	令和7年（再イ）第19号 茨城県龍ヶ崎市白羽1丁目23番地24 再生債務者 桃井 真人 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年11月6日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
令和7年（再イ）第74号 千葉県松戸市小金原4丁目13番地の18 再生債務者 柏崎 裕也 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第75号 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第45号 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割296番地18 再生債務者 上平 正幸	

令和7年（再イ）第67号	千葉県柏市しいの木台1丁目11番地5 再生債務者 山岸 篤志 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月9日から令和7年10月23日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第84号	千葉県流山市西初石5丁目32番地の1 ラ フィーヌ・フォレ304 再生債務者 平 徹矢 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月9日から令和7年10月23日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第198号	東京都板橋区赤塚2-12-8-103 再生債務者 安部 勇輝 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年11月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第376号	埼玉県川口市東川口4-27-8 再生債務者 菊地 元 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年11月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第10号	神奈川県茅ヶ崎市円蔵94番地 再生債務者 小山 秀幸

令和7年（再イ）第28号	長野県東筑摩郡生坂村1049番地3 再生債務者 菊池 秀幸 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第103号	横浜市神奈川区羽沢南3丁目15番26号 再生債務者 青木 宣幸 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第133号	横浜市都筑区平台1番25-403号 再生債務者 中村 隆弘 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第142号	横浜市戸塚区名瀬町52番地1 N I C ライブ ステイツ戸塚ガーデン402号 再生債務者 石井 達也 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第20号	神奈川県横須賀市野比2丁目16番9号 再生債務者 安齋 寿宣 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年11月6日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第20号	兵庫県加西市北条町北条53番地 ラフェスタ 加西803号 再生債務者 佐々木和隆
令和7年（再イ）第28号	長野県東筑摩郡生坂村1049番地3 再生債務者 菊池 秀幸 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月9日から令和7年10月23日まで 神戸地方裁判所社支部
令和7年（再イ）第32号	奈良市東紀寺町1丁目7番201号 再生債務者 芝田 博之 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月24日まで 奈良地方裁判所
令和7年（再イ）第14号	広島県呉市広本町3丁目22番16-201号 再生債務者 くれハウスクリーニングセンター (旧屋号おそうじ本舗) こと 平井健太郎 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月9日から令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第26号	堺市西区鳳北町6丁330番地6 再生債務者 鼻毛 良太 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで 堺市堺区向陵中町1丁4番7-301号 再生債務者 早田 江梨 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月9日から令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第72号	大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第9号	大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第30号	佐賀市諸富町大字徳富1056番地15 再生債務者 吉田 学 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第13号 沖縄県うるま市石川1丁目10番14号 再生債務者 富着 吉貴 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第10号 島根県大田市大田町大田イ457番地1 MアンドKマンション203 再生債務者 中村 直樹 1 決定年月日時 令和7年9月5日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月10日から令和7年10月17日まで	令和6年（再イ）第254号 横浜市金沢区金利谷西1丁目20番18号 再生債務者 加藤 雅司 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月18日まで 令和7年9月4日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第34号 北海道旭川市5条通3丁目1230番地の2 旭川グランドハイツ902 再生債務者 山内 大基 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月24日まで 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第13号 横浜市青葉区美しが丘1丁目10番地9 ピアースたまプラーザ505 再生債務者 西川 雄樹 1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月24日まで 松江地方裁判所出雲支部	令和7年（再イ）第55号 神奈川県茅ヶ崎市中島1379番地2-C-1303号 ベルパーク湘南茅ヶ崎 再生債務者 須藤 幸一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月18日まで 令和7年9月4日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第8号 岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜102番地14 再生債務者 坂本 成良 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月31日まで 盛岡地方裁判所一関支部	1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第7号 横浜市旭区東希望が丘169番地19 再生債務者 寺内 渉 1 決定年月日時 令和7年9月5日午前9時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月31日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年（再イ）第82号 横浜市都筑区川和町2319番地2 ドルチェカーサA105 再生債務者 幡山 橋平 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月18日まで 令和7年9月4日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第6号 秋田県仙北郡美郷町六郷東根字鎧ケ崎43番地1 再生債務者 藤原 強 1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月31日まで 秋田地方裁判所大曲支部	1 決定年月日時 令和7年9月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年11月7日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第54号 新潟市東区竹尾3丁目5番4号 再生債務者 斎木 信幸 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年11月7日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第87号 神奈川県藤沢市辻堂元町1丁目8番3-201号 再生債務者 市ノ川 賢 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月18日まで 令和7年9月4日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第127号 横浜市戸塚区下倉田町570番地1 ラピュタ壹番館103号 再生債務者 荒木 芳一	1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月31日まで 長野地方裁判所松本支部	令和7年（再イ）第27号 長野県安曇野市穂高柏原1465番地13 再生債務者 小澤 壽晃 1 決定年月日時 令和7年9月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年10月24日まで 長野地方裁判所松本支部	令和6年（再イ）第255号 横浜市南区永田南1丁目6番21号 再生債務者 小林 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月19日まで 令和7年9月5日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第550号 東京都三鷹市下連雀5-3-2-210 再生債務者 定 千鶴子(旧姓檜垣) 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 22日まで 令和7年9月4日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第188号 東京都江東区北砂5-5-1 再生債務者 菊地 信明 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 22日まで 令和7年9月4日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第228号 東京都墨田区向島3-40-4-305 再生債務者 鈴木 大志 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 22日まで 令和7年9月4日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第11号 福岡県久留米市梅満町1547番地7 再生債務者 川上 義幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年9月3日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第19号 福岡県久留米市藤光町993番地1 サンリットスクエアⅡ201号 再生債務者 原岡 浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年9月3日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第20号 福岡県久留米市藤光町993番地1 サンリットスクエアⅡ201号 再生債務者 原岡 奈美 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年9月3日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第28号 仙台市宮城野区鶴巻1丁目18番3号 再生債務者 吉田 隆志 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 25日まで 令和7年9月4日 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第64号 埼玉県久喜市鷺宮5丁目13番22-2号 再生債務者 菊地 由佳 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 25日まで 令和7年9月4日 さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第24号 埼玉県吉川市新栄1丁目11番地3 再生債務者 鈴木 貴志 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 25日まで 令和7年9月4日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年(再イ)第39号 埼玉県草加市新善町417番地1 日神パレス テージ草加新田208号 再生債務者 彦坂 俊也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 25日まで 令和7年9月4日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年(再イ)第9号 長野市下水鉢1丁目1102番地の4 再生債務者 吉倉 友和 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 25日まで 令和7年9月4日 長野地方裁判所民事部再生係
令和7年(再イ)第20号 茨城県水戸市元吉田町1247番地の2 グリーンヒルハイツ106号 再生債務者 清水 弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 26日まで 令和7年9月5日 水戸地方裁判所
令和7年(再イ)第10号 群馬県前橋市上沖町248番地2 再生債務者 八木原沙知 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 26日まで 令和7年9月5日 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第3号 長野県伊那市日影900番地7 再生債務者 平澤 記明 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 26日まで 令和7年9月5日 長野地方裁判所伊那支部
令和7年(再イ)第45号 静岡県島田市横井3丁目26番17号 再生債務者 原 幸司 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 26日まで 令和7年9月5日 長野地方裁判所伊那支部
令和7年(再イ)第4号 千葉県柏市光ヶ丘3丁目4番35-8号 再生債務者 山田 哲志 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 29日まで 令和7年9月1日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第53号 千葉県松戸市三ヶ月1268番地 リノア新松戸 1-203号 再生債務者 中村 亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 29日まで 令和7年9月1日 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第62号 千葉県我孫子市新々田21番地の26 再生債務者 青木由香里（旧姓末吉） 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 29日まで 令和7年9月1日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第6号 群馬県高崎市新町1463番地18 再生債務者 小林 豊 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年（再イ）第50号 堺市中区大野芝町302番地 リツ大野芝401 号 再生債務者 武田 孝志 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第5号 香川県観音寺市杵田町丙1499番地2 再生債務者 三好 典男 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 3日まで 令和7年9月5日 高松地方裁判所観音寺支部
令和7年（再イ）第10号 北海道河東郡音更町木野大通東14丁目4番地 72 再生債務者 佐藤 英恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 30日まで 令和7年9月5日 釧路地方裁判所帶広支部再生係	令和7年（再イ）第9号 長野県安曇野市穂高9600番地 再生債務者 永草 裕 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 長野地方裁判所松本支部	令和7年（再イ）第23号 大阪府岸和田市磯上町6丁目13番8号 再生債務者 岩下 秀人 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第9号 佐賀県杵島郡江北町大字惣領分5122番地2 再生債務者 江口 紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 3日まで 令和7年9月5日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年（再イ）第14号 奈良県香芝市五位堂4丁目232番地4 再生債務者 平 敬介 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 30日まで 令和7年9月2日 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年（再イ）第3号 長野県飯田市大休7153番地4 再生債務者 中野くるみ 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 長野地方裁判所飯田支部	令和7年（再イ）第4号 北海道空知郡南幌町線町1丁目1番20号 再生債務者 高野 清 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 3日まで 令和7年9月5日 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和7年（再イ）第14号 佐賀県武雄市朝日町大字甘久430番地15 再生債務者 福田 晃史 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 3日まで 令和7年9月5日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年（再イ）第3号 北海道滝川市空知町2丁目1番7号 再生債務者 室 敏史 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 札幌地方裁判所滝川支部再生係	令和7年（再イ）第62号 大阪府八尾市山本町南1丁目2番29-1002号 再生債務者 高石 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第3号 秋田県大仙市協和船岡字合貝12番地32 合貝 市営住宅A-17 再生債務者 加藤絵利子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 3日まで 令和7年9月5日 秋田地方裁判所大曲支部	令和6年（再イ）第73号 京都府宇治市広野町小根尾51番地の9 再生債務者 河野久仁子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月4日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年（再イ）第5号 北海道樺戸郡新十津川町字中央19番地14 P 204号室 再生債務者 小松田 謙 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 札幌地方裁判所滝川支部再生係	令和7年（再イ）第270号 大阪府茨木市玉櫛2丁目30番17号 プラン ドールモトイ 102号 再生債務者 藤本 純 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第242号 大阪市西成区花園南1丁目13番9号 メゾ ン・クレール 201 再生債務者 羽生 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 3日まで 令和7年9月4日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第30号 京都市西京区松尾木ノ曾町7番地15 再生債務者 中西 征洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月5日 京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第12号
新潟県長岡市上田町2番地11 ヒストリア
101号室
再生債務者 細川 啓示
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9
月24日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月3日

令和7年(再イ)第15号

山口県下関市彦島江の浦町6丁目11番8号
再生債務者 吉田 真司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月24日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで
令和7年9月3日

令和7年(再イ)第3号
北九州市門司区柳町2丁目7番25-301号
再生債務者 加藤 祐昭

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月24日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで
令和7年9月3日

令和7年(再イ)第39号

北九州市小倉南区大字母原727番地6

再生債務者 松浦 瞳

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月24日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで
令和7年9月3日

令和 7 年（再イ）第 15 号
熊本県菊池市泗水町富納458番地12
再生債務者 田中真沙子
1 決議に付する再生計画案 令和 7 年 8 月 1 日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和 7 年 9 月 24 日
月 24 日
3 再生計画案に対する回答期間 令和 7 年 9 月
24 日まで
令和 7 年 9 月 3 日

令和7年(再イ)第35号

兵庫県姫路市安田2丁目20番地 泉マンショ
ン704

再生債務者 高橋 友男

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9
月25日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
2日まで

令和7年9月4日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第51号
岡山市北区栢谷144番地7
再生債務者 渡邊 智範

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月25日まで
令和7年9月4日

令和7年(再イ)第21号
三重県四日市市川島町7300番地2
再生債務者 田中 開
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月26日
月26日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月26日まで
令和7年9月5日 津地方裁判所四日市支部
令和7年(再イ)第3号
福岡県大牟田市大字勝立12番地21
再生債務者 川崎 望美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月15日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月26日まで
令和7年9月5日

福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年（再1）第43号
北九州市若松区大池町8番48号
再生債務者 村上 雄一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月26日まで
令和7年9月5日

令和6年(再イ)第15号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原3733番地3
再生債務者 蔡田 義仁

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月30日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月30日まで
令和7年9月2日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係
令和7年(再イ)第2号
山口県周南市大字須々万本郷500番地の23
再生債務者 藤井 康弘
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日
付け再生計画案
2 決議権の不統一行使の通知期限 令和7年10
月2日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
2日まで
令和7年9月4日 山口地方裁判所周南支部

令和7年（平成）第22号
広島市西区三篠町2丁目11番1—301号
再生債務者 豊田 瑞斗

1 決議に対する再生計画案 令和7年8月20日
付け再生計画案

2 決議権の不統一行使の通知期限 令和7年10
月3日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
3日まで

令和7年9月5日

小規模個人再生による再生手
続廃止

令和7年(再イ)第77号

東京都足立区伊興 2-9-20-101

再生債務者 廣田 德辛

- 1 理由の要旨 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年9月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再口）第2号

鹿児島県志布志市志布志町志布志402番地 9
再生債務者 宝田 幸彦

- 1 決定年月日時 令和7年9月2日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月21日まで

会和7年(重印)第1号

宮城県東松島市大曲字筒場131番地34
再生債務者 今野 孝則

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月30日まで

仙台地方法院所長官文部再生係
令和三年（平成）六月

福島県西白河郡西郷村字道南西73番地 1 ア
パートメントハウスブルーイ R-201

再生債務者 小柳 光範

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月30日まで

<p>令和7年(再口) 第1号 福島県いわき市四倉町字鬼越71番地の2 再生債務者 金成 尚 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月13までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年9月4日 札幌地方裁判所岩内支部</p>	<p>亡高橋嘉昭の最後の住所 秋田県由利本荘市鳥海町下笛子字本屋敷79番地 (不動産登記記録上の住所) 秋田県由利郡鳥海町下笛子字本屋敷79番地 所有者 亡高橋嘉昭相続財産</p>	<p>届出期間満了日 令和7年11月4日 令和7年9月2日 千葉地方裁判所一宮支部 (別紙) 物件目録</p>
<p>令和7年(再口) 第10030号 東京都多摩市一ノ宮1-26-6-902 再生債務者 入倉 健 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年11月6日まで</p>	<p>奈良県香芝市穴虫3066番地45 再生債務者 垣村 哲也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月20までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年9月4日 奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>	<p>令和6年(再口) 第3号 大阪市西区本田1丁目3番28-802号 再生債務者 甲斐 誠二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月27までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和6年(再口) 第24号 大阪地方裁判所第6民事部 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月3日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年9月25日まで 令和7年9月4日</p>
<p>令和7年(再口) 第5号 愛知県日進市米野木町南山973番地69 再生債務者 久保山幸司 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月3日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年9月25日まで 令和7年9月4日</p>	<p>名古屋地方裁判所民事第2部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年(再口) 第5号 大阪府羽曳野市古市4丁目4番27号 再生債務者 塩野 貴登 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月21日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年10月2日まで 令和7年9月4日</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年9月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和7年(再口) 第2号 山口県防府市多々良2丁目7番37号 再生債務者 大和田 孝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年9月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>
<p>令和7年(再口) 第5号 大阪府羽曳野市古市4丁目4番27号 再生債務者 塩野 貴登 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月21日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年10月2日まで 令和7年9月4日</p>	<p>大阪地方裁判所民事部個人再生係 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。</p>	<p>山口地方裁判所民事部個人再生係 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年9月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和7年(再口) 第6号 千葉県いすみ市下布施2801番地 申立人 秋葉喜代子 住所・居所 不明</p>
<p>令和7年(再口) 第1号 北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ455-3 ワンニセコリゾートタワーズ102号室(住民票上の住所) 札幌市北区北30条西3丁目3番21号 再生債務者 藤本 雄司</p>	<p>秋田県由利本荘市鳥海町上笛子字町73番地4 申立人 佐藤 源樹</p>	<p>亡高橋嘉昭の最後の住所 秋田県由利本荘市鳥海町下笛子字本屋敷79番地 (不動産登記記録上の住所) 秋田県由利郡鳥海町下笛子字本屋敷79番地 所有者 亡高橋嘉昭相続財産</p>	<p>届出期間満了日 令和7年11月4日 令和7年9月2日 千葉地方裁判所一宮支部 (別紙) 物件目録</p>

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十六日

北海道旭川市西神楽一線一四号二五八番地二

田野木村有限会社
代表取締役 田野 大雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。
令和七年九月十六日

東京都杉並区下井草三丁目四〇番二三号
ビーハイム栗山二〇二二 株式会社IGU
代表取締役 海江田智也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
令和七年九月十六日

田代木村有限公司
代表取締役 田代 大雄

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百五十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十六日

大阪府摂津市鳥飼上二丁目四番三九号

有限会社ケイティック
取締役 神田 信哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千円減少することにいたしました。

ただし、第三者割当増資による資本金及び資本準備金の額の増加と同時にを行うため、効力発生日後も資本金の額は同日前を下回ることはありませ

ん。

株主総会の決議は、令和七年九月十二日に終了

しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

りです。

株主総会の決議は、令和七年九月十二日に終了

ております。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

北海道旭川市春光町一〇番地

ロータス旭川株式会社
代表取締役 真田 哲雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

愛媛県大洲市長浜町拓海三番地二五

伊豫海運株式会社
代表取締役 松田 重義

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

豊山株式会社
代表取締役 飯田真一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

岐阜県岐阜市下奈良一丁目二八番二号

株式会社小寺電子製作所
代表取締役 菅野 信也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

福岡県北九州市戸畠区牧山一丁目一番三六号

株式会社日新電器産業
代表取締役 石川清一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

沖縄県浦添市大平一丁目一〇番一号

株式会社日新電器産業
代表取締役 松田 重義

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

伊豫海運株式会社
代表取締役 松田 重義

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

豊山株式会社
代表取締役 飯田真一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

岐阜県岐阜市下奈良一丁目二八番二号

株式会社日新電器産業
代表取締役 松田 重義

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十六日

豊山株式会社
代表取締役 飯田真一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいた

限定承認公告

本籍東京都杉並区和田三丁目三〇番地、最後の住所東京都杉並区梅里二丁目三九番九一九〇七号
右被相続人は令和七年六月十日死亡し、その相続人は令和七年九月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十六日

東京都杉並区梅里二丁目三九番九一九〇七

限定承認公告

本籍新潟県魚沼市堀之内三四三番地、最後の住所新潟県魚沼市堀之内四五五番地二
被相続人 亡井上 信夫

右被相続人は令和七年五月四日時不詳死亡し、その相続人は令和七年九月四日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十六日

新潟県魚沼市中原四七番地一

限定承認者 櫻井マス工

投資主総会開催公告 令和七年九月十六日 東京都新宿区西新宿一丁目一〇番三号

株式併合につき株券提出公告及び株式併合につき通知公告 当社は、株式一千株を一株に併合する」といたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十月二十日であり、同日における発行可能株式総数は六十四四株となります。

つきましては、当社の株券を保有される方は、株券提出日である令和七年十月二十日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月十六日 東京都大田区雪谷大塚町一四番一号

日本プロセス秀英堂株式会社 代表取締役 堀澤恵美子

任意清算公告

当社は令和七年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき總社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。静岡県富士宮市根原四五〇番地の一

富士正酒造合資会社 清算人 佐野 隆子

令和七年九月十六日

確定給付企業年金の清算分公告(第一回)

当社の規約型確定給付企業年金(四規 第〇一二一九一号 旧南西石油分)は、令和七年八月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたの

で、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年九月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除外します。

令和七年九月十六日 東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

確定給付企業年金 清算人 田中 一平

優先資本金の額の減少公告 令和七年九月十六日 東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

右期間内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日 太陽石油株式会社 シルスフィア会計事務所内

確定給付企業年金 清算人 田中 一平

優先資本金の額の減少公告 令和七年九月十六日 東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

右期間内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日 太陽石油株式会社 シルスフィア会計事務所内

確定給付企業年金 清算人 田中 一平

優先資本金の額の減少公告 令和七年九月十六日 東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

右期間内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日 太陽石油株式会社 シルスフィア会計事務所内

確定給付企業年金 清算人 田中 一平

優先資本金の額の減少公告 令和七年九月十六日 東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

右期間内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日 太陽石油株式会社 シルスフィア会計事務所内

確定給付企業年金 清算人 田中 一平

優先資本金の額の減少公告 令和七年九月十六日 東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

右期間内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日 太陽石油株式会社 シルスフィア会計事務所内

確定給付企業年金 清算人 田中 一平

優先資本金の額の減少公告 令和七年九月十六日 東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

右期間内にお申し出下さい。

令和七年九月十六日 太陽石油株式会社 シルスフィア会計事務所内

確定給付企業年金 清算人 田中 一平

令和七年九月十六日

東京都港区元赤坂二丁目一番七一一〇九
号株式会社赤坂国際会計内 兵庫ロジ特定目的会社 取締役 林 令史

掲載紙 官報 揭載の日付 令和七年九月八日

掲載頁 九十一頁(号外第二〇一號)

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を三億円減少し七十三億九千八百五万円とするにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://koukoku.silphere.jp?id=9233

令和七年九月十六日 東京都港区元赤坂二丁目一〇番五号テロイト内 神戸エクセレンス特定目的会社 取締役 ガン・チー・ティイク

掲載紙 官報 揭載の日付 令和七年九月八日

掲載頁 九十一頁(号外第二〇一號)

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を二億八千万円減少し六十六億七千七百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和七年九月十六日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九
号株式会社赤坂国際会計内

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を一億五千三百万円減少し少し三十四億九千三百五万円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和七年九月十六日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九
号株式会社赤坂国際会計内

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を二十二億二千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和七年九月十六日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九
号株式会社赤坂国際会計内

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を二十二億二千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和七年九月十六日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九
号株式会社赤坂国際会計内

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を一億五千五万円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和七年九月十六日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九
号株式会社赤坂国際会計内

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を一億五千五万円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

訂正公告	正誤	ページ段行
令和七年六月十三日掲載の組織変更公告中、住所「神奈川県川崎市多摩区三田二丁目三二九七番地一三一三」であるは「神奈川県川崎市多摩区三田二丁目三三九七番地一三一三〇二」の誤りにつき訂正します。	正	五七一上(終りから一二)令史
令和七年九月十六日 神奈川県川崎市多摩区三田二丁目三三九七番地一三一三〇二 焼芋俱楽部合同会社 代表社員 三宅 龍二	誤	五七一上(終りから一二)令史
令和七年九月十六日 神奈川県川崎市多摩区三田二丁目三三九七番地一三一三〇二 焼芋俱楽部合同会社 代表社員 三宅 龍二	正	五七一上(終りから一二)令史
令和四年九月五日(号外第百九十一号)官庁報告欄官庁事項の部(令和三年度における予算使用の状況(令和三年度出納整理期間を含む。))	誤	五七一上(終りから一二)令史
令和五年九月四日(号外第百八十四号)官庁報告欄官庁事項の部(令和四年度における予算使用の状況(令和四年度出納整理期間を含む。))	正	五七一上(終りから一二)令史
令和六年九月四日(号外第二百七号)官庁報告欄官庁事項の部(令和五年度における予算使用の状況(令和五年度出納整理期間を含む。))	誤	五七一上(終りから一二)令史
令和七年九月四日(号外第二百七号)官庁報告欄官庁事項の部(令和五年度における予算使用の状況(令和五年度出納整理期間を含む。))	正	五七一上(終りから一二)令史